

松川村物価高騰対応生活応援商品券事業実施要領

令和5年8月

1. 趣旨

この要領は、松川村（以下「村」という。）が松川村商工会（以下「商工会」という。）に委託し、発行する「松川村物価高騰対応生活応援商品券」（以下「商品券」という。）の取扱いについて定めるものとする。

2. 事業の目的

物価の高騰の影響を鑑み、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、商品券を発行することにより、村民の生活及び地元事業者の支援に資することを目的とする。

3. 名称

発行する商品券は、「第4弾心は1つ!! がんばる松川村応援券」と称する。

4. 発行総額

商品券の発行総額は1億4,700万円分とする。

5. 発行内容

商品券の発行内容は、村民1人につき1セット 15,000円分とし、その構成内容は次項のとおりとする。

6. 商品券の構成内容

商品券の構成内容は、次のとおりとする。

- ・共通券（取扱事業者全てで使える券） 1,000円券×5枚
- ・限定券（取扱事業者のうち村内に本店・本所を有する事業者でのみ使える券）
500円券×6枚
1,000円券×7枚

7. 交付対象者

商品券の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基準日（令和5年9月1日現在）において村に住民登録のある者
- (2) 令和6年3月11日までに村へ転入の届出があった者
- (3) 令和6年3月11日までに村へ出生の届出及び住民登録があった者

8. 発送方法

商品券は、令和5年9月中旬以降、世帯主宛に当該世帯員分を村が送付する。ただし、発送日以降に転入又は出生の届出があった者については、原則として当該届出の際に手交する。

9. 利用期間

商品券の利用期間は、令和5年10月1日（日）から令和6年3月11日（月）までとする。

10. 取扱事業者

商品券を取扱うことができる事業者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に事業所を構える者のうち、当事業への参加を希望し、「取扱事業所登録申込書」を提出する者
- (2) 松川村暴力団排除条例（平成23年松川村条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する

- 者でない者
(3) 営業に関し公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行っていない者

11. 取扱事業者の募集

取扱事業者の募集は、別に期間を定めて商工会が行う。

12. 商品券の利用対象とならないもの

商品券により取扱うことができないものは、次の各号のとおりとする。

なお、その他取扱店で取扱いできないものがある場合は、各店店頭にその旨表示する。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、交通機関切符（定期券含む）、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード及び洗車カード等の換金性の高いもの
- (2) チャージギフト券の購入や電子マネーへのチャージ
- (3) たばこ、電子タバコ用たばこ等の法律により定価以外での販売が禁止されているもの
- (4) 金融機関への預け入れ、出資、有価証券等の金融商品や債務に係るもの
- (5) 土地や家屋等の不動産購入及び賃借に係るもの
- (6) 国や地方公共団体への支払及び公共料金、医療費等に係るもの
- (7) 事業活動に伴い使用する原材料及び機器類、仕入商品等の事業資金
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (9) 特定の宗教又は政治団体と係るもの若しくは公序良俗に反するもの

13. 釣銭

商品券の額面に満たない利用に対する釣銭は、支払わないものとする。

14. 換金手続

- (1) 取扱事業者は、使用された商品券を換金するとき、商品券の裏面に事業者名を記入し、換金請求書とともに、次項に規定する換金指定日に商工会へ提出する。
ただし、1 の取扱事業者につき、同一日に複数回の換金手続はできないものとする。
- (2) 商工会は、原則として八十二銀行あづみ松川支店、松本信用金庫松川支店、大北農業協同組合松川支所のいずれか、取扱事業者が指定した金融機関の小切手で支払うものとする。

15. 換金指定日

- (1) 換金指定日は、毎週水曜日とする。ただし、祝日等で商工会が閉館のときは、その翌日とする。
- (2) 最終換金指定日は令和 6 年 3 月 13 日（水）とし、この日以降は換金に応じない。

16. 換金手数料

換金に伴う取扱事業者の負担は無いものとする。

17. 禁止行為

商品券の使用者並びに取扱事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 商品券を単に現金化すること及びこれに類すること。
- (2) 商品券を担保に供すること又は質入れすること。
- (3) 使用された商品券を 14. に規定された方法以外で換金すること。
- (4) 使用された商品券を再び使用すること。（再流通の禁止）
- (5) その他、本事業の目的に反すること。

18. 偽造券

商品購入に使用される商品券が、明らかに偽造商品券であることを発見した場合は、受取を拒否する。

また、受け取った商品券が偽造券であることを後から発見した場合は、直ちに商工会へ連絡するものとし、既に受け取った偽造商品券の額面相当額は取扱事業者の負担とする。

19. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月23日から施行する。